

(1) 訪問型サービス（①訪問介護・②生活援助特化型）

区分	①訪問介護サービス（現行相当型）	②生活援助特化型訪問サービス（基準緩和型）
サービス提供の考え方	現行の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス。既に訪問介護サービスを利用しており、サービス利用の継続が必要な方や、身体介護を伴うため訪問介護員による専門的なサービスが必要な方に対し、これまでと同様のサービス提供を行う。	現行の介護予防訪問介護の人員基準等を緩和した訪問型サービス。現行の訪問介護員や、一定の基準の研修を受けた生活援助員が、生活援助の必要な方に対してサービス提供を行う。
サービス内容	身体介護、生活援助	生活援助
利用回数・提供時間	ケアプランに基づき決定	ケアプランに基づき決定
単価（1月あたり）	週1回程度 1,168単位 週2回程度 2,335単位 週2回超(要支援2のみ) 3,704単位 ※ 詳細は別紙のとおり	週1回程度 983単位 週2回程度 1,965単位 週2回超(要支援2のみ) 3,117単位 (現行の介護予防給付の84%程度) ※ 詳細は別紙のとおり
利用者負担	介護予防給付の利用者負担割合と同様 1割又は2割	介護予防給付の利用者負担割合と同様 1割又は2割
実施主体	・実施主体 現行と同様（指定事業者） ・サービス従事者 訪問介護員	・実施主体 現行と同様（指定事業者） ・サービス従事者 訪問介護員 生活援助員（一定の研修修了者）
指定基準	現行の省令基準通り	○ 訪問介護サービスと一体実施の場合 ・訪問事業責任者（1人以上の配置、支障がない場合はサービス提供責任者の兼務可能） ・生活援助員は実情に応じた適当数を配置（配置しないことも可能） ○ 単独実施の場合 ・管理者 ・訪問事業責任者（1人以上の配置、初任者研修修了以上、常勤勤務要件無し） 生活援助員（常勤換算1.0人以上、一定の研修修了者）

(2) 通所型サービス (① 1日型・②短時間型)

区 分	① 1日型デイサービス (現行相当型)	②短時間型デイサービス (基準緩和型)
サービス提供の考え方	現行の介護予防通所介護に相当する通所型サービス。既に通所介護サービスを利用しており、サービス利用の継続が必要な方、生活支援 (入浴や食事) が必要な方などに、これまでと同様のサービス提供を行う。	現行の介護予防通所介護の人員基準等を緩和した通所型サービス。運動機能の低下により、3か月から12か月の機能訓練で改善が見込まれる方に、2時間以上3時間未満のサービス提供を行う。
サービス内容	生活支援、機能訓練、レクリエーション、送迎	運動を中心とした機能訓練等、送迎
利用回数・提供時間	ケアプランに基づき決定	ケアプランに基づき決定 利用時間2時間以上～3時間未満 利用期間 原則 3～12か月
単価 (1月あたり)	事業対象者、要支援1 (週1回程度) 1,647単位 要支援2 (週1回程度) 1,647単位 要支援2 (週2回程度) 3,377単位 ※ 詳細は別紙のとおり ※ 介護報酬改定の時期を目途に、総合事業の実施状況も踏まえて、サービス提供時間に応じた単価設定を検討する。	事業対象者、要支援1 (週1回程度) 1,421単位 要支援2 (週1回程度) 1,421単位 要支援2 (週2回程度) 2,911単位 (現行の介護予防給付の86%程度) ※ 詳細は別紙のとおり ※ 事業所評価加算により機能改善等を評価することを検討中
利用者負担	介護予防給付の利用者負担割合と同様 1割又は2割	介護予防給付の利用者負担割合と同様 1割又は2割
実施主体	・実施主体 現行と同様 (指定事業者) ・サービス従事者 現行と同様 (介護職員等)	・実施主体 現行と同様 (指定事業者) ・サービス従事者 現行と同様 (介護職員等)
指定基準	現行の省令基準通り	・看護職員配置不要等の人員基準緩和 ・静養室の施設基準緩和

【別紙】 総合事業のサービス単価の設定案について

(1) 訪問型サービス（案）

区分		介護予防 訪問介護	訪問介護サービス (現行相当型)	生活援助特化型 訪問サービス (基準緩和型)
基本報酬	週 1 回程度	1,168単位(月)	1,168単位(月)	983単位(月)
	週 2 回程度	2,335単位(月)	2,335単位(月)	1,965単位(月)
	週 3 回程度	3,704単位(月)	3,704単位(月)	3,117単位(月)
加算	初回加算	200単位(月)	200単位(月)	200単位(月) * サービス提供責任者の代わりに訪問事業責任者が訪問・同行することで算定可とする
	生活機能向上連携加算	100単位(月)	100単位(月)	100単位(月) * サービス提供責任者の代わりに訪問事業責任者が同行することで算定可とする

(1) 訪問型サービス（案）

区分		介護予防 訪問介護	訪問介護サービス (現行相当型)	生活援助特化型 訪問サービス (基準緩和型)
加算	処遇改善加算Ⅰ	86/1000(月)	86/1000(月) ※注	86/1000(月) ※注
	処遇改善加算Ⅱ	48/1000(月)	48/1000(月) ※注	48/1000(月) ※注
	処遇改善加算Ⅲ	Ⅱ×90/100(月)	Ⅱ×90/100(月) ※注	Ⅱ×90/100(月) ※注
	処遇改善加算Ⅳ	Ⅱ×80/100(月)	Ⅱ×80/100(月) ※注	Ⅱ×80/100(月) ※注
	特別地域加算	15/100(月)	15/100(月)	15/100(月)
	中山間地域等における 小規模事業所加算	10/100(月)	10/100(月)	10/100(月)
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100(月)	5/100(月)	5/100(月)
減算	初任研修了者のサービス提供責任者配置減算	70/100(月)	70/100(月)	減算なし * 人員基準の緩和のため
	同一建物又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者等への減算	90/100(月)	90/100(月)	90/100(月)

※ 平成29年度の国の介護報酬改定に合わせて設定予定。
また、基準緩和型の生活援助員に係る算定要件については検討中。

(2) 通所型サービス（案）

区分		介護予防 通所介護	1日型 デイサービス (現行相当型)	短時間型 デイサービス (基準緩和型)
基本報酬	事業対象者、要支援1	1,647単位(月)	1,647単位(月)(注)	1,421単位(月)
	要支援2	週1回程度	—	1,421単位(月)
		週2回程度	3,377単位(月)	3,377単位(月)(注) *新設
加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位(月)	100単位(月)	100単位(月)
	運動器機能向上加算	225単位(月)	225単位(月)	225単位(月)
	栄養改善加算	150単位(月)	150単位(月)	150単位(月)
	口腔機能向上加算	150単位(月)	150単位(月)	150単位(月)
	選択的サービス 複数実施加算Ⅰ	480単位(月)	480単位(月)	480単位(月)
	選択的サービス 複数実施加算Ⅱ	700単位(月)	700単位(月)	700単位(月)

(注) 介護報酬改定の時期を目途に、総合事業の実施状況も踏まえて、サービス提供時間に応じた単価設定を検討する

(2) 通所型サービス (案)

区分		介護予防 通所介護	1日型 デイサービス (現行相当型)	短時間型 デイサービス (基準緩和型)	
加算	事業所評価加算	120単位(月)	120単位(月)	120単位(月) * 機能改善を評価する 加算として算定要件 の変更 (詳細未定)	
	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者 要支援 1	72単位(月)	72単位(月)	72単位(月)
		要支援 2	144単位(月)	144単位(月)	144単位(月)
	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者 要支援 1	48単位(月)	48単位(月)	48単位(月)
		要支援 2	96単位(月)	96単位(月)	96単位(月)
	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	事業対象者 要支援 1	24単位(月)	24単位(月)	24単位(月)
		要支援 2	48単位(月)	48単位(月)	48単位(月)

(2) 通所型サービス（案）

区分		介護予防 通所介護	1日型 デイサービス (現行相当型)	短時間型 デイサービス (基準緩和型)
加算	処遇改善加算Ⅰ	40/1000(月)	40/1000(月)※注	40/1000(月)※注
	処遇改善加算Ⅱ	22/1000(月)	22/1000(月) ※注	22/1000(月)※注
	処遇改善加算Ⅲ	Ⅱ×90/100(月)	Ⅱ×90/100(月) ※注	Ⅱ×90/100(月)※注
	処遇改善加算Ⅳ	Ⅱ×80/100(月)	Ⅱ×80/100(月) ※注	Ⅱ×80/100(月)※注
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100(月)	5/100(月)	5/100(月)
	若年性認知症利用者受入加算	240単位(月)	240単位(月)	240単位(月)

※ 平成29年度の国の介護報酬改定に合わせて設定予定。

(2) 通所型サービス（案）

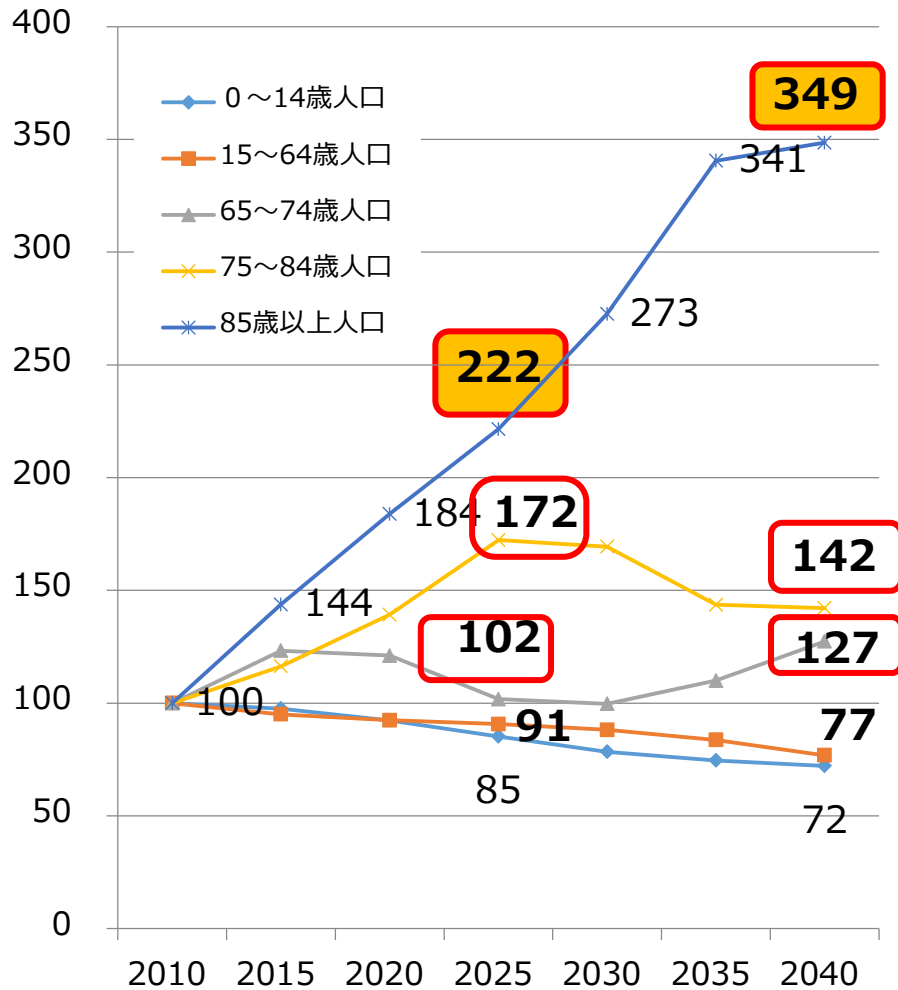
区分		介護予防 通所介護	1日型 デイサービス (現行相当型)	短時間型 デイサービス (基準緩和型)	
減算	利用者の数が利用定員を超える 場合の減算	70/100(月)	70/100(月)	70/100(月)	
	介護職員等の員数が基準に満た ない場合の減算	70/100(月)	70/100(月)	70/100(月) * 人員基準緩和のため看 護職員以外の人員欠如 の場合に減算する	
	同一建物居住 者又は同一建 物から利用す る者にサービ スを行う場合 の減算	事業対象者 要支援 1	376単位(月)	376単位(月)	376単位(月)
		要支援 2 (週 1 回程度)	—	376単位(月) * 新設	376単位(月)
		要支援 2 (週 2 回程度)	752単位(月)	752単位(月)	752単位(月)

訪問型サービス・通所型サービスについて、確定した単価や、算定要件等は後日ホームページで公開します。

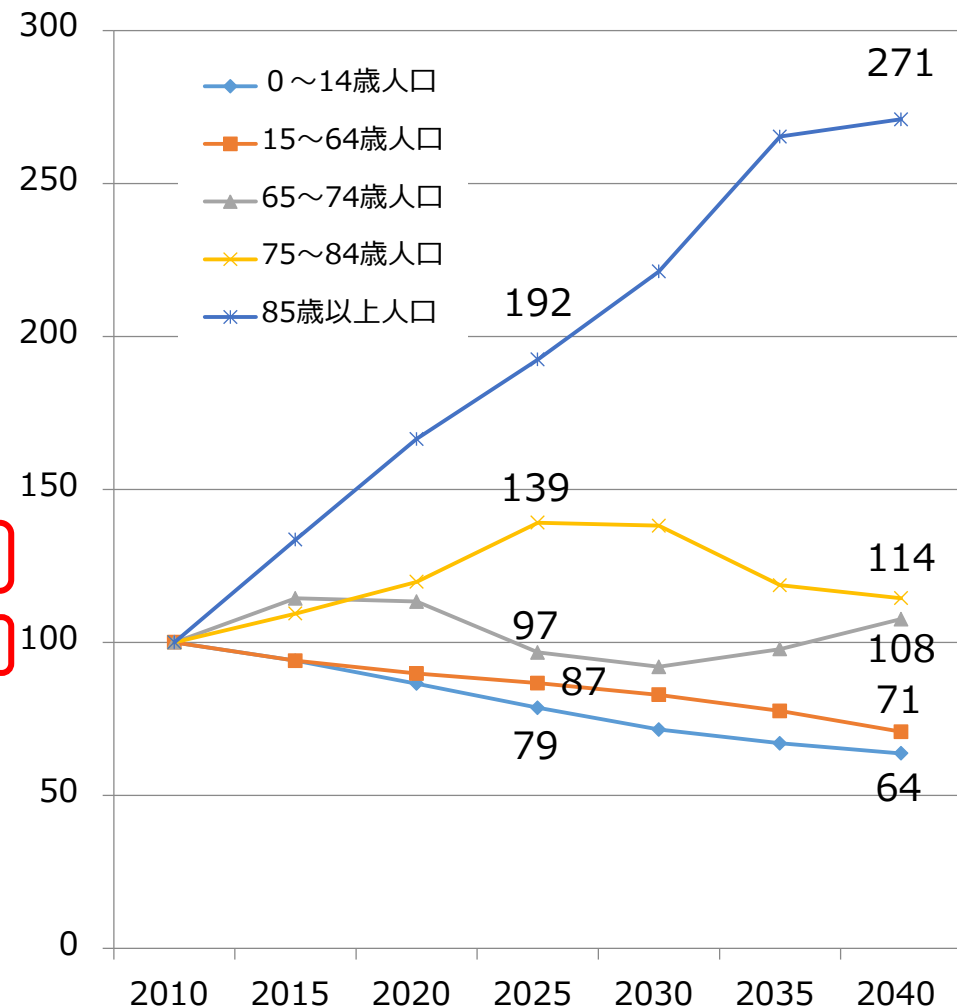
iii) 統計年齢階級別人口の伸長率（推計） 2010年を100とした場合

○ 本市では、他の都市部と同様、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、特に、75歳以上の高齢者が急増することが見込まれており、全国平均と比較しても、その伸長率は大きい。

広島市



全国



【出典】 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より